

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（地域計画実現化促進生産基盤整備事業（かんがい排水事業）久保地区）を行うことについて令和7年12月4日認可した。

令和7年12月12日

香川県知事 池 豊 人